

枚方市条例第 8 号

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表1の表香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会の項を削り、同表枚方市子育て支援事業運営者選定審査会の項の次に次のように加える。

枚方市自殺対策計画審議会	枚方市自殺対策計画の策定に関する調査審議	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 教育に関する専門的知識を有する者 (4) 労働に関する専門的知識を有する者 (5) 人権の擁護に関する専門的知識を有する者	答申の日まで
枚方市シティプロモーション推進事業者選定審査会	シティプロモーション推進業務を委託する事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) マーケティング及びシティプロモーションに関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者	答申の日まで

別表1の表枚方市新産業創出支援事業選定審査会の項を削り、同表枚方市風俗営業等審査会の項の次に次のように加える。

枚方市ポイント制度事業者選定審査会	本市の実施事業等に参加した市民に対して市内で利用できるポイントを付与するポイント事業のシステムの構築及び運営を委託する事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域経済に関する専門的知識を有する者	答申の日まで
-------------------	---	------	---	--------

附 則 [平成30年3月15日公布]

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表1の表の改正規定（香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会の項及び枚方市新産業創出支援事業選定審査会の項を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。